

令和3年8月19日

各保育施設長 様
保護者 様

安中市長 茂 木 英 子
(保健福祉部子ども課)

緊急事態宣言発令に伴う対応について

平素より保育行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発令され、群馬県においても令和3年8月20日より緊急事態措置が実施されることとなりました。

令和3年4月23日付け厚生労働省事務連絡「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について」により、保育所等については、引き続き感染防止対策を徹底した上で通常保育としますが、昨今の感染拡大状況を踏まえ、あらためて下記のとおり感染症対策について、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

- 1 引き続きご家庭においても、手洗いや検温、感染リスクが高まる行動を避けるなど感染症対策の徹底及びご家族の健康管理をお願いいたします。また、発熱が続くなど新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合には、速やかにかかりつけ医等の医療機関にご相談ください。
- 2 感染拡大防止のため、園児やご家族の方がPCR検査を受けることになった場合には、速やかに利用施設へご連絡をお願いいたします。また、検査結果につきましても、状況がわかり次第ご連絡をお願いいたします。
- 3 保育施設で感染者が確認された場合や濃厚接触者の特定状況によっては、臨時休園をする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- 4 感染した患者やその家族への誹謗中傷や差別が起きないように、ひとりひとりの人権に配慮した対応をお願いいたします。

安中市役所子ども課幼児教育保育係
027-382-1111（内線 1162）